

防衛装備庁訓令第2号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第69号）の施行に伴い、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令を次のように定める。

平成28年4月1日

防衛装備庁長官 渡辺 秀明

行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う
関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係
訓令の整理等に関する訓令

（防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令の一部改正）

第1条 防衛装備庁の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第6号）の一部を次のように改正する。

目次中「不服申し立て」を「審査請求」に改める。

第7条第1項中「様式第1の2」を「様式第2」に、
「様式第1の3」を「様式第3」に改め、同条第2項

中「様式第 1 の 4」を「様式第 4」に改める。

第 1 1 条中「様式第 1 の 5」を「様式第 5」に改める。

第 1 3 条中「様式第 1 の 6」を「様式第 6」に、「様式第 1 の 7」を「様式第 7」に改める。

第 1 6 条第 3 項中「様式第 2 又は様式第 2 の 2」を「様式第 8 又は様式第 9」に改め、同条第 4 項中「様式第 3 又は様式第 3 の 2」を「様式第 1 0 又は様式第 1 1」に改める。

第 1 8 条第 1 項中「様式第 4」を「様式第 1 2」に、「様式第 5」を「様式第 1 3」に改め、同条第 2 項中「様式第 6」を「様式第 1 4」に改め、同条第 3 項中「様式第 7」を「様式第 1 5」に改める。

第 2 1 条中「様式第 8」を「様式第 1 6」に改める。

第 2 2 条中「様式第 9」を「様式第 1 7」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「様式第 1 0」を「様式第 1 8」に、「様式第 1 0 の 2」を「様式第 1 9」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 1」を「様式第 2 0」に改める。

第 2 5 条第 2 項中「様式第 1 2」を「様式第 2 1」に、「様式第 1 2 の 2」を「様式第 2 2」に改める。

第 2 7 条第 1 項中「様式第 1 3」を「様式第 2 3」

に、「様式第 1 3 の 2」を「様式第 2 4」に、「様式第 1 3 の 3」を「様式第 2 5」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 3 の 4」を「様式第 2 6」に改める。

第 3 2 条第 3 項中「様式第 1 4 又は様式第 1 4 の 2」を「様式第 2 7 又は様式第 2 8」に改め、同条第 4 項中「様式第 1 5 又は様式第 1 5 の 2」を「様式第 2 9 又は様式第 3 0」に改める。

第 3 6 条中「様式第 1 6」を「様式第 3 1」に改める。

第 3 7 条中「様式第 1 7」を「様式第 3 2」に改める。

第 3 8 条第 1 項中「様式第 1 8」を「様式第 3 3」に改め、同条第 2 項中「様式第 1 9」を「様式第 3 4」に改める。

第 3 9 条中「様式第 2 0」を「様式第 3 5」に改める。

第 4 1 条第 1 項中「様式第 2 1」を「様式第 3 6」に、「様式第 2 1 の 2」を「様式第 3 7」に、「様式第 2 1 の 3」を「様式第 3 8」に改め、同条第 2 項中「様式第 2 1 の 4」を「様式第 3 9」に改める。

第 4 8 条中「様式第 2 2」を「様式第 4 0」に改め

る。

第 4 9 条 中「様式第 2 3」を「様式第 4 1」に改める。

第 5 0 条 第 1 項 中「様式第 2 4」を「様式第 4 2」に改め、同条第 2 項 中「様式第 2 5」を「様式第 4 3」に改める。

「第 5 章 不服申し立て」を「第 5 章 審査請求」に改める。

第 5 2 条 第 1 号 中「不服申し立て」を「審査請求」に、「様式第 2 6」を「様式第 4 4」に改め、同条第 2 号 中「不服申し立て」を「審査請求」に、「様式第 2 6 の 2」を「様式第 4 5」に改め、同条第 3 号 中「不服申し立て」を「審査請求」に、「様式第 2 6 の 3」を「様式第 4 6」に改める。

様式第 1 から様式第 2 6 の 3 までを削り、附則の次に様式として次の 4 6 様式を加える。



様式第1（第7条関係）

保有個人情報開示請求書		
防衛装備庁長官 殿		平成〇年〇月〇日
（ふりがな） 氏名： _____ 住所又は居所： _____ 〒 _____ TEL () _____		
行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。 記 1 開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等 （開示請求に係る保有個人情報特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。） 2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。） ア又はイに〇印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。 ア 事務所における開示の実施を希望する。 <u>（実施の方法）</u> ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ） <u>（実施の希望日）</u> _____ イ 写しの送付を希望する。 3 本人確認等 1 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 2 請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。 3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください） ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ふりがな） _____ イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____ 4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。） ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）		
開示請求手数料 （一件300円）	ここに収入印紙をはってください。	（受付印）
請求受付番号： _____		

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施の方法等」

請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

4 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による開示請求の場合に記載してください。

法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

〈開示請求手数料の納付について〉

開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。

300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。

様式第2（第7条関係）

保有個人情報開示請求書

平成〇年〇月〇日

防衛装備庁長官 殿

（ふりがな）
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL （ ）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

（開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイに〇印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

（実施の方法） ① 閲覧 ② 写しの交付 ③ その他（ ）

（実施の希望日）

イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

1 開示請求者 ☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人

2 請求者本人確認書類

☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）

☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書

☐ その他（ ）

※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください）

ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理委任者（ふりがな）

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）

ア 法定代理人が請求する場合

☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

イ 任意代理人が請求する場合

☐ 委任状

開示請求手数料
（一件300円）

ここに収入印紙をはってください。

（受付印）

請求受付番号：

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等」

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施の方法等」

請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

4 本人確認書類等

(1) 窓口来所による開示請求の場合

窓口に来所して開示請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提示・提出ができない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うが、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による開示請求の場合

保有個人情報開示請求書を送付して開示請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、開示請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による開示請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による開示請求の場合に記載してください。

法定代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

任意代理人が開示請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成された原本に限ります。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一限り発行される書類の写しを添付して提出してください。

〈開示請求手数料の納付について〉

開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件について、300円を納付していただくことになっています。

300円分の収入印紙をこの請求書の所定の位置に貼って提出してください。

手数料の免除を受けようとする場合には、様式第5の免除申請書も提出する必要があります。

保有個人情報開示請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

（ふりがな）
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL ()
E-MAIL

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

（開示請求に係る保有個人情報が特定できるよう、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称、請求する保有個人情報の内容等をできるだけ具体的に記載してください。）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

ア又はイ若しくはウを選択してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

☐ ア 事務所における開示の実施を希望する。

《実施の方法》 ☐ ① 閲覧 ☐ ② 写しの交付 ☐ ③ その他（ ）

《実施の希望日》

☐ イ 写しの送付を希望する。

☐ ウ 電磁的記録が存在すれば電子情報処理組織を使用しての開示の実施を希望する。

請求受付番号：

(別添)

〈説明事項〉

電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、この様式を使用してください。

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、開示決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載して下さい。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号及びE-MAIL アドレスも記載してください。

2 「開示請求に係る保有個人情報に記載されている行政文書の名称等」

開示請求に係る保有個人情報が記載されている行政文書について、その名称、お知りになりたい保有個人情報の内容等をできる限り具体的に記載してください。

3 「求める開示の実施の方法等」

請求された保有個人情報について開示決定がされた場合に、開示の実施の方法、事務所における開示を希望される場合の希望日についてご希望がありましたら、記載してください。

なお、開示の実施の方法等については、開示決定後に提出していただく「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出ることができます。

〈開示請求手数料の納付等について〉

電子情報処理組織を使用して開示請求を行う場合には、開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書1件について、200円を納付していただくことになっています。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 開示請求に係る特定個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限
及び開示請求に係る特定個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 6 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける
権限
- 7 開示請求に係る手数料の免除申請を行う権限並びに開示請求に係る手数料を免除す
る旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る手数料を免除しない旨の決定通知を
受ける権限

平成○年○月○日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____



連絡先電話番号 _____

平成○年○月○日

開示請求に係る手数料の免除申請書

防衛装備庁長官 殿

（ふりがな）
氏 名

住所又は居所

連絡先電話番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成 26 年政令第 155 号）第 33 条第 2 項に基づき、下記のとおり、保有個人情報の開示請求に係る手数料の免除を申請します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

2 免除を求める理由

- （1）生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第○号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。
- （2） その他

（注）（1）又は（2）のいずれかに○印を付してください。

- （1）に○を付した場合は、生活保護法第 11 条第 1 項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- （2）に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第26条第2項の規定に基づき、下記のとおり、免除することとしましたので通知します。

記

対象となる保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

開示請求に係る手数料の免除をしない旨の決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで請求のありました開示請求に係る手数料の免除申請については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第29条第1項の規定により読み替えて適用する行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）に規定する免除理由に該当しませんので通知します。

記

- 1 対象となる保有個人情報記録されている行政文書の名称等
- 2 免除が認められない理由等

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

様式第8（第16条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（他の行政機関の長） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報） 〕
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____ 〕
添付資料等名	〔 ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・ 〕
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（独立行政法人等） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて開示請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第22条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る保有個人情報記録されている行政文書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複製の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨）

（担当者所属、氏名、連絡先）

請求受付番号：

様式第10（第16条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第21条第1項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報が記録されている行政文書の名称等	開示請求書に記載されている行政文書の名称等 （一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
移送年月日	平成〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長	行政機関の長 （連絡先） 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。

（担当者所属、氏名、連絡先）

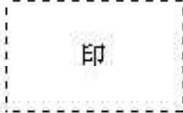
請求受付番号：

様式第 1 1 (第 1 6 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官



保有個人情報開示請求に係る事案の移送について (通知)

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成 1 5 年法律第 5 8 号) 第 2 2 条第 1 項の規定により、通知します。

記

開示請求に係る保有 個人情報記録 されている行政文 書の名称等	〔 開示請求書に記載されている行政文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報) 〕
移送年月日	平成〇年〇月〇日
移送先の独立行政 法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の 独立行政法人等が行うこととなります。

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号 : _____

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(第三者) 殿

防衛装備庁長官

印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第13条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第23条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封の「保有個人情報の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

- 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記行政文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

平成 〇 年 〇 月 〇 日 ()

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報の開示請求に関する意見について (照会)

(第三者) 殿

防衛装備庁長官

印

(あなた、貴社等)に関する情報が記録されている下記の保有個人情報について行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第13条第1項の規定による開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、同法第23条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該保有個人情報の開示することについて御意見がある場合は、同封した「保有個人情報の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第23条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 4 上記行政文書に記録されている(あなた、貴社等)に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限

平成 〇 年 〇 月 〇 日 ()

* 担当課等

請求受付番号：

平成○年○月○日

保有個人情報の開示に関する意見書

防衛装備庁長官 殿

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

E-MAIL

平成○年○月○日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

照会のあった保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	
開示に関しての意見	☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐ 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 （1）支障（不利益）がある部分 （2）支障（不利益）の具体的理由

＊ 担当課等

請求受付番号：

意見受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者） 殿

防衛装備庁長官

印

（あなた、貴社等）から平成〇年〇月〇日付けで「保有個人情報の開示に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第23条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 開示することとした理由
- 3 開示決定をした日
- 4 開示を実施する日

* 担当課等

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第19条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

＊ 担当課等

請求受付番号： _____

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

開示決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 法第20条の規定(開示決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 開示決定等をする期限
(平成〇年〇月〇日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。)

平成 △ 年 △ 月 △ 日 ()

* 担当課等

請求受付番号: _____

保有個人情報開示決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する保有個人情報記録されている行政文書の名称等
- 2 不開示とした部分とその理由

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

- 3 開示する保有個人情報の利用目的

- 4 開示の実施の方法等

- (1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

- (2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所
- (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

※ 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

〈説明事項〉

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用(郵便切手又は総務大臣が定めるこれに類する証票)が必要になります。

2 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として(訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。)、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

4 連絡先

開示の実施の方法等、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：

保有個人情報開示決定通知書

(開示請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する保有個人情報が記録されている行政文書の名称等

2 不開示とした部分とその理由

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示する保有個人情報の利用目的

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込み額）

(4) 電子情報処理組織を使用して開示を希望する場合の準備日数、開示に要する費用（見込み額）等

※ 開示請求受付日

補正期間

開示決定日

請求受付番号：

(別添)

《説明事項》

1 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により、申出を行ってください。

開示の実施の方法は、4(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること（例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等）や部分ごとに異なる方法を選択すること（冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等）もできます。

事務所における開示の実施を選択される場合は、4(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の○日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。なお、この場合は、送付に要する費用が必要になります。

電子情報処理組織を使用しての開示の実施は、電子情報処理組織を使用して開示請求があった場合のみ希望できます。

2 不開示部分に係る審査請求等

開示しないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

開示しないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

3 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

4 連絡先

開示の実施の方法等、審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報不開示決定通知書

（開示請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで開示請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第18条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した保有個人情報が記録されている行政文書の名称等
- 2 不開示とした理由

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

※ 開示請求受付日
補正期間
開示決定日

請求受付番号：

平成○年○月○日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

防衛装備庁長官 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号
E-MAIL

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第24条第3項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

* 日 付
文書番号

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものに○印を付してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等	種類・量	実施の方法	
		1	①全部 ②一部（ ）
		2	①全部 ②一部（ ）
		3	①全部 ②一部（ ）

3 開示の実施を希望する日

4 「写しの送付」の希望の有無

有：同封する郵便切手又は総務大臣が定める
これに類する証票の額 円
無

* 担当課等

請求受付番号：_____

申出受付番号：_____

平成○年○月○日

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

防衛装備庁長官 殿

氏名

住所又は居所

連絡先電話番号
E-MAIL

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 4 条
第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

* 日 付
文書番号

- 2 求める開示の実施の方法

下表から該当するものを選択してください。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている 行政文書の名称等	種類・量	実施の方法	
		1	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		2	☐ 全部 ☐ 一部 ()
		3	☐ 全部 ☐ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

- 4 「写しの送付」の希望の有無

有：送付に要する費用

円

無

* 担当課等

請求受付番号：

申出受付番号：

保有個人情報訂正請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

（ふりがな）
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	（趣旨） （理由）

2 本人確認等

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	
ア 本人の状況	☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ふりがな）
イ 本人の氏名	_____
ウ 本人の住所又は居所	_____
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

請求受付番号：_____

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等ができる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

(2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

3 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実に書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。

理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

4 「訂正請求の期限」

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。

法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

保有個人情報訂正請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)

氏名：

住所又は居所：

〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 8 号）第 2 8 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

1 訂正請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード又は特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理人者 （ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください）	ア 法定代理人が請求する場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合 ☐ 委任状

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要となりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

(2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

3 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実に書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。

理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

4 「訂正請求の期限」

訂正請求は、法第27条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、これらの本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、訂正請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による訂正請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による訂正請求の場合に記載してください。

法定代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

任意代理人が訂正請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状（ただし、訂正請求の前30日以内に作成された原本に限ります。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。

保有個人情報訂正請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL ()
E-MAIL

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第28条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の 開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた 保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

請求受付番号：

(別添)

〈説明事項〉

電子情報処理組織を使用して訂正請求を行う場合には、この様式を使用してください。

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。また、法定代理人又は任意代理人としての請求の場合には、被代理人の氏名も記載してください。

ここに記載された住所及び氏名により、訂正決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及び E-MAIL アドレスも記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

訂正請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 27 条第 1 号）

(2) 法第 22 条第 1 項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 21 条第 3 項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 27 条第 2 号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 25 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 27 条第 3 号）

3 「訂正請求の趣旨及び理由」

訂正請求の趣旨は、本請求においてどのような訂正を求めるか（正確な事実を書き換えるのか、追加か、削除か等）についての結論を、「〇〇を△△に訂正せよ。」のように、できるだけ具体的に記載してください。

理由は、訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を、できるだけ具体的に記載してください。

なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

4 「訂正請求の期限」

訂正請求は、法第 27 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内にしなければならないこととなっています。

委 任 状

(代理人) 住 所

(ふりがな)
氏 名

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 5 訂正請求に係る特定個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る特定個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

平成○年○月○日

(委任者) 住 所

(ふりがな)
氏 名

印

連絡先電話番号

様式第 27 (第 32 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(他の行政機関の長) 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第33条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示された日等	〔訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報)〕
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 〔法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐未成年者（ 年 月 日生） ☐成年被後見人 ☐任意代理委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____〕
添付資料等名	〔・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・〕
備考	(複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合には、その旨)

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(独立行政法人等) 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について

平成〇年〇月〇日付けにて訂正請求のあった事案について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第34条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

訂正請求に係る保有個人情報が開示された日等	訂正請求書に記載されている開示された日等 （一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇及び〇〇に係る保有個人情報）
請求者名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
添付資料等名	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	（複数の他の行政機関の長又は独立行政法人等に移送する場合は、その旨）

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号：

様式第 2 9 (第 3 2 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(訂正請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第33条第1項の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報が開示された日等	〔 訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報) 〕
移送年月日	平成〇年〇月〇日
移送先の行政機関の長	行政機関の長 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る訂正決定等は、移送先の行政機関の長が行うこととなります。

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号： _____

様式第 3 0 (第 3 2 条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(訂正請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

保有個人情報訂正請求に係る事案の移送について (通知)

平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第58号) 第34条第1項の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る 保有個人情報が開示された日等	訂正請求書に記載されている開示された日等 (一部を移送する場合には、訂正請求のあった事案のうち〇〇、〇〇 及び〇〇に係る保有個人情報)
移送年月日	平成〇年〇月〇日
移送先の独立行政法人等	独立行政法人等 (連絡先) 部局課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	標記の移送した事案に係る訂正決定等は、移送先の独立行政法人等が行うこととなります。

(担当者所属、氏名、連絡先)

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

訂正決定等の期限の延長について（通知）

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第31条第2項の規定に基づき、訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求のあった保有個人情報が開示された日等

2 延長後の期間

3 延長の理由

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

訂正決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の訂正請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 訂正請求のあった保有個人情報が開示された日等
- 2 法第32条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用することとした理由

3 訂正決定等をする期限

平成 〇 年 〇 月 〇 日（ ）

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり、訂正することとしましたので通知します。

記

- 1 訂正する保有個人情報が開示された日等
- 2 決定した訂正の内容
- 3 訂正しないこととした部分とその理由

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

※ 訂正請求受付日
補正期間
訂正決定日

請求受付番号：

(裏面又は別添)

《説明事項》

1 訂正をしないこととされた部分に係る審査請求等

訂正をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

訂正をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：

保有個人情報不訂正決定通知書

（訂正請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで訂正請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条第2項の規定に基づき、下記のとおり、訂正しないことと決定しましたので通知します。

記

1 訂正しない旨決定した保有個人情報が開示された日等

2 訂正しないこととした理由

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

※ 訂正請求受付日
補正期間
訂正決定日

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報訂正実施通知書

（提供先） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日に提供しました保有個人情報につき、平成〇年〇月〇日付けの訂正決定に基づき訂正を実施しましたので、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第35条の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

訂正を実施した保有個人情報 が記録されている行政文書の名称等	
訂正を実施した保有個人情報に係る本人の氏名、住所等	
訂正内容及び訂正を実施した理由	（内容） （理由）

保有個人情報利用停止請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)
氏名：住所又は居所：
〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 ☐ その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
3 本人の状況等（法定代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人（ふりがな） イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
4 請求資格確認書類（法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）	☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ）

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

(2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

3 「利用停止請求の期限」

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

① 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、口にレ点を記入してください。

② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、口にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 法定代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、法定代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

保有個人情報利用停止請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)
氏名：住所又は居所：
〒

TEL ()

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第37条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) □第1号該当 → □利用の停止、□消去 □第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

1 利用停止請求者	☐ 本人 ☐ 法定代理人 ☐ 任意代理人
2 請求者本人確認書類	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） ☐ 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人証明書 ☐ その他（ ）
※ 請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。	
3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	ア 本人の状況 ☐ 未成年者（ 年 月 日生） ☐ 成年被後見人 ☐ 任意代理委任者（ふりがな） イ 本人の氏名 _____ ウ 本人の住所又は居所 _____
4 請求資格確認書類（法定代理人又は任意代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示又は提出してください。）	ア 法定代理人が請求する場合 ☐ 戸籍謄本 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（ ） イ 任意代理人が請求する場合 ☐ 委任状

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うことになりますので、正確に記載してください。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号も記載してください。

なお、法定代理人又は任意代理人による利用停止請求の場合には、代理人の氏名、住所又は居所及び電話番号を記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第1号）

(2) 法第22条第1項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第21条第3項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第27条第2号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第25条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第27条第3号）

3 「利用停止請求の期限」

利用停止請求は、法第36条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内にしなければならないこととなっています。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第1号該当」、「第2号該当」のいずれか該当する口にレ点を記入してください。

① 「第1号該当」には、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第3条第2項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第8条第1項及び第2項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、口にレ点を記入してください。

② 「第2号該当」には、第8条第1項及び第2項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、口にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

5 本人確認書類等

(1) 窓口来所による利用停止請求の場合

窓口に来所して利用停止請求をする場合、本人確認のため、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード（住民基本台帳カード（注）、ただし、個人番号通知カードは不可）、在留カード、特別永住証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、利用停止請求窓口に事前に相談してください。

（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。

(2) 送付による利用停止請求の場合

保有個人情報利用停止請求書を送付して利用停止請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。住民票の写しが提出できない場合は、利用停止請求窓口事前に相談してください。

なお、個人番号カードを複写機により複写したものを提出する場合は、表面のみ複写してください。また、住民票の写しに個人番号の記載がある場合は、個人番号を黒塗りしてください。

(3) 代理人による利用停止請求の場合

「本人の状況等」欄は、代理人による利用停止請求の場合に記載してください。

法定代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、戸籍抄本、成年後見登記の登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を提出してください。

任意代理人が利用停止請求をする場合には、代理人自身に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、委任状（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成された原本に限ります。）を提出してください。ただし、①委任者の実印により押印した上で印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたもので市町村等が発行するものの原本に限ります。）を添付するか又は②委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の写しを添付して提出してください。

保有個人情報利用停止請求書

平成○年○月○日

防衛装備庁長官 殿

(ふりがな)
氏名：

住所又は居所：
〒

TEL ()
E-MAIL

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	平成 年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
請求に係る趣旨及び理由	(趣旨) ☐ 第 1 号該当 → ☐ 利用の停止、 ☐ 消去 ☐ 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

請求受付番号：

(別添)

〈説明事項〉

電子情報処理組織を使用して利用停止請求を行う場合には、この様式を使用してください。

〈記載に当たっての注意事項〉

1 「氏名」「住所又は居所」

あなたの氏名、住所又は居所を記載してください。ここに記載された住所及び氏名により、利用停止決定通知等を行うことになりますので正確にしてください。

連絡等を行う際に必要になりますので、電話番号及び E-MAIL アドレスも記載してください。

2 「利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日等」

利用停止請求に係る保有個人情報について、開示を受けた日、開示決定通知書の文書番号、その内容等をできる限り具体的に記載してください。なお、保有個人情報の利用停止請求ができるのは次に掲げるものです。

(1) 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 27 条第 1 号）

(2) 法第 22 条第 1 項の規定により事案が移送された場合において、独立行政法人等が保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）第 21 条第 3 項に規定する開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第 27 条第 2 号）

(3) 開示決定に係る保有個人情報であって、法第 25 条第 1 項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第 27 条第 3 号）

3 「利用停止請求の期限」

利用停止請求は、法第 36 条第 3 項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から 90 日以内に行なわなければならないこととなっています。

4 「利用停止請求の趣旨及び理由」

(1) 利用停止請求の趣旨

「利用停止請求の趣旨」は、「第 1 号該当」、「第 2 号該当」のいずれか該当する□にレ点を記入してください。

① 「第 1 号該当」には、当該保有個人情報を保有する行政機関により適法に取得されたものでないとき、第 3 条第 2 項の規定（個人情報の保有制限）に違反して保有されているとき又は第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外利用制限）に違反して利用されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

② 「第 2 号該当」には、第 8 条第 1 項及び第 2 項の規定（目的外提供制限）に違反して他の行政機関等に提供されていると考えるときに、□にレ点を記入してください。

(2) 利用停止請求の理由

「利用停止請求の理由」は、利用停止請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別様に記載し、本請求書に添付してください。

委 任 状

(代理人) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 特定個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止決定等の期限の特例規定を適用した旨の通知を受ける権限
- 4 利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る特定個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

平成○年○月○日

(委任者) 住 所 _____

(ふりがな)
氏 名 _____



連絡先電話番号 _____

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

利用停止決定等の期限の延長について（通知）

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第40条第2項の規定に基づき、利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等

2 延長後の期間

3 延長の理由

* 担当課等

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

利用停止決定等の期限の特例規定の適用について (通知)

(利用停止請求者) 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けの保有個人情報の利用停止請求については、下記のとおり、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「法」という。)第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用することとしたので通知します。

記

- 1 利用停止請求のあった保有個人情報が開示された日等
- 2 法第41条の規定(利用停止決定等の期限の特例)を適用することとした理由
- 3 利用停止決定等をする期限
平成 〇 年 〇 月 〇 日 ()

* 担当課等

請求受付番号:

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報利用停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止することとしましたので通知します。

記

- 1 利用停止する保有個人情報が開示された日等
- 2 決定した利用停止の内容
- 3 利用停止しないこととした部分とその理由

＊ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

※ 利用停止請求受付日
補正期間
利用停止決定日

請求受付番号：

(裏面又は別添)

〈説明事項〉

1 利用停止をしないこととされた部分に係る審査請求等

利用停止をしないこととされた部分について、不服がある場合には、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

利用停止をしないこととされた部分について、取消しを求める訴訟を提起する場合には、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

2 連絡先

審査請求の方法等について、ご不明な点等がございましたら、連絡先までお問い合わせください。

連絡先：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

保有個人情報利用不停止決定通知書

（利用停止請求者） 殿

防衛装備庁長官

印

平成〇年〇月〇日付けで利用停止請求のありました保有個人情報について、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第39条第2項の規定に基づき、下記のとおり、利用停止しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 利用停止しない旨決定した保有個人情報が開示された日等
- 2 利用停止しないこととした理由

※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、防衛装備庁長官に対して審査請求をすることができます。ただし、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは申立てをすることができません。

この決定の取消しを求める訴訟を提起するときは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、同法第12条に規定する裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過したときは提起することができません。

※ 利用停止請求受付日
補正期間
利用停止決定日

請求受付番号：

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第18条の規定に基づく開示決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の記録されている行政文書の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) ☐ 開示決定 ☐ 一部開示決定 ☐ 不開示決定	(1) 開示決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 開示決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 決定の概要
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨	
4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年 諮問第〇〇〇号	

* 担当課等

様式第45（第52条関係）

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

（審査請求人等） 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について（通知）

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第30条の規定に基づく訂正決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等	
2 審査請求に係る訂正決定等 （訂正決定等の種類） ☐ 訂正決定 ☐ 一部訂正決定 ☐ 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 訂正決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 決定の概要
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨	
4 諮問日・諮問番号	平成〇年〇月〇日・平成〇年（ ）諮問第〇〇〇号

＊ 担当課等

様式第46 (第52条関係)

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇年〇月〇日

(審査請求人等) 殿

防衛装備庁長官

印

情報公開・個人情報保護審査会への諮問について (通知)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第39条の規定に基づく利用停止決定等に対する次の審査請求について、同法第43条第1項の規定により情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、同条第2項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報が開示された日等	
2 審査請求に係る利用停止決定等 (利用停止決定等の種類) ☐ 利用停止決定 ☐ 一部利用停止決定 ☐ 利用不停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 平成〇年〇月〇日 〇〇〇第〇〇〇号 (2) 利用停止決定等をした者 防衛装備庁長官 (3) 決定の概要
3 審査請求 (1) 審査請求日 平成〇年〇月〇日 (2) 審査請求の趣旨	
4 諮問日・諮問番号 平成〇年〇月〇日・平成〇年() 諮問第〇〇〇号	

* 担当課等